

(設置)

第1条 和歌山大学観光学部・大学院観光学研究科（以下「本学部等」という。）に、観光教育研究協議会を設置する。

(協議事項)

第2条 観光教育研究協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来計画に関する事項
- (2) 組織および運営に関する事項
- (3) 点検および評価に関する事項
- (4) その他本学部等の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 観光教育研究協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 担当理事
- (4) 観光教育研究アドバイザー 5名程度
- (5) その他学部長が特に必要と認めた者

(議長)

第4条 観光教育研究協議会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、観光教育研究協議会を招集する。

(開会)

第5条 観光教育研究協議会は、原則として年1回以上開催する。

(委員以外の者の出席)

第6条 観光教育研究協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 観光教育研究協議会に関する事務は、観光学部分室において処理する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1822号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2160号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。